

第1094回教育委員会会議録

1 日 時 平成31年2月6日(水) 午後3時00分～午後5時25分

2 場 所 教育委員会室

3 出席者 東村教育長 吉井委員 西野委員 南部委員 原委員 山本委員
松田教育振興監 佐々木学校教育幹 片柳教育政策課長
巢守学校振興課長 清川高校教育課長 浦井義務教育課長
山本課長(小中学力向上) 清水生涯学習・文化財課長
坂本スポーツ保健課長 西川競技力向上対策課長
牧野教育総合研究所長

4 議 題

日程第1 第40号議案 福井県学校業務改善方針の策定について

日程第2 第41号議案 部活動の在り方に関する方針の策定について

日程第3 第42号議案 福井県立学校職員定数条例の一部改正について

日程第4 第43号議案 市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

日程第5 第44号議案 福井フューチャーマイスタートップ賞受賞者の決定について

日程第6 第45号議案 福井県選手強化対策委員会委員の委嘱について

日程第7 第46号議案 授業名人の任命について

日程第8 第47号議案 平成31年度福井県公立学校再任用教職員採用内定者の決定について

日程第9 第48号議案 平成31年度福井県立学校寄宿舎指導員採用内定者の決定について

5 審議事項

(1) 開会宣告 午後3時00分

(2) 会議録署名人の指名 南部委員 原委員

(3) 議事要録

教育長 本日の日程第3 第42号議案から日程第9 第48号議案、協議報告事項の3から7については、事務執行上、公開が適当でないことから、非公開とする旨発議

教育長 日程第1、第40号議案と日程第2、第41号議案を議題

義務教育課長 資料に基づき説明

スポーツ保健課長 資料に基づき説明

南部委員 時間外労働について、負担が大きいのは部活動である。負担軽減のために、複数の教員で指導することと外部人材による支援という2つの案があるが、外部人材の選考方法や選任された指導員がどこまで責任を負うのか、これらの点についてはどうなっているのか。

学校振興課長 部活動指導員は、単独で生徒の指導・引率が可能であり、それらを任せられる人材を、学校長が選んで教育委員会に申請することになっている。

また、部活動指導員に対する研修会を、小中学校の場合は市町教育委員会、県立学校の場合は県教育委員会で開催している。

教育長 具体的には、どのような人が選任されるのか。

学校振興課長 退職した教員や教員免許を持っている人が中心である。国の規定では、教員免許の有無にかかわらず、任せられる人材であれば依頼することができる。

南部委員 実際に、指導員の中で退職した教員ではない人や教員免許を持っていない人はどれぐらいいるのか。

教育長 県内の全ての中学校、高校に指導員を配置できるように、予算措置を県では行っているが、人材を見つけることが難しく、全ての学校に配置できていない状況である。

また、市町の中には予算措置を十分にできでない所もあり、これも配置が進まない要因になっている。

福井市の明道中学校の野球部では、福井新聞の社員だった方が指導に携わっている。指導員の中には、このような民間企業出身の方もいる。

学校振興課長 今年度は36校に47名の指導員が入っているが、現状では教員OBが大多数を占めており、ごく数名民間の方がいる。その中には、地域の人で学校とは違う職場で働きながら指導に入ってくれている人もいる。

また、運動部だけでなく、文化部の活動にも入っている指導員もいるので、さらに拡充していきたい。

吉井委員 平日は少なくとも一日、週末は少なくとも1日以上は休養日にするとなっているが、一日でも休むと体が鈍ってしまうという思いを持つ人は多いであろう。この場合は、休養日の自主トレーニングや何人かで集まって自主的に練習することも認められないのか。

スポーツ保健課長 個人として自主的に練習することは認められるが、集団での練習になってしまうと部活動の範囲になってしまうので、本来の方針の趣旨を守ってほしい。

吉井委員 集団での自主練習は禁止することになるのか。

教育長 学校での練習は行わないと思うが、友達を集めて公園などで練習することも禁止しようと思うとなかなか難しい。

原委員 国のガイドラインにある週当たり2日以上の休養日を設けるとするのは、健康面で何か根拠はあるのか。

教育振興監 「休んだら弱くなるのではないか」という意見に対して、スポーツ庁は、スポーツ障害のリスクを抑え、体力・運動能力の向上につなげるためには、週当たりの活動時間を16時間未満にすることが望ましいとしている。

また、強豪校もそれぐらいの練習量でレベルを上げて実績を充分残していることから、適切な部活動を実施していくために休養日を取ることを推奨している。

自主トレーニングについては、学校単位で部活動として活動することを止めてほしいと言っているわけで、休養日においても全ての自主トレーニングを禁止することは難しい。指針を逸脱しない範囲で活動してほしい。

吉井委員 福井県は学力・体力とも全国トップクラスを維持しており、これは現場の先生が真面目に一生懸命指導されている賜物である。一方で全国的に教員の採用倍率が低下してきており、各県で良い人材の取り合いになってきている。他の地域より早い時期に採用試験を行うことで確実に教員を確保しようとしている高知県のように、どの県も質の高い教員を確保しようと必死に取り組んでいる。

このような中で、福井県が質の高い教員を集めていくためには、やりがいや働きがいのある職場にしていく必要がある。「福井県で先生になりたい」という人材を集められるように、業務改善をしっかりと行い、福井県の教員の働き方を良い方向に改善していくことが、今後の大きな目標になってくる。

西野委員 スクールロイヤーの役割と実際の人数を教えてください。

学校振興課長 学校に対して多様な要望や理不尽な話が増えてきており、スクールロイヤーは学校だけで対応できない問題に対して、専門的な見地から助言やアドバイスをしてくれる。法的に詳しい弁護士や労働面で専門的な知識を持っている人に依頼している。

教育委員会の場合、顧問弁護士をお願いすることもあるが、法的な知識を有する人を配置することで、教員自身も安心して業務に取り組めるようにする制度である。各市町でもスクールロイヤーの配置を積極的にお願いしたいが、現状では、幾つかの各市町教育委員会で顧問弁護士を配置しているようである。

教育長 各市町教育委員会では弁護士に相談できる体制にはなっているが、各学校で校長先生が直接弁護士に相談するのは難しく、なかなかそのような体制になっていない。他県では、学校が直接弁護士などに相談するスクールロイヤーの制度が整っている地域もある。

西野委員 顧問料は、市町が払っているのか。

学校振興課長 そうである。

山本委員 年次休暇取得が年間11日以上となっているが、学校の先生には年間何日ぐらいの休みがあるのか。

学校振興課長 教員には、年間で20日の有給休暇がある。20日間の年休を取らない場合に、次年度への繰り越しが認められ、合計で年間40日の年次休暇が認められている。実際には、平均で年間10日前後の年次休暇を取得している状況である。業務改善方針では、県全体で年平均11日以上の年次休暇取得の目標を設定した。

山本委員 有給ではない休暇は、何日ぐらいあるのか。

教育政策課長 土日は、一般企業と同じで基本休みになっている。土日、祝日以外は、有給休暇を取ることになっている。

原委員 教員業務の適正化・効率化に関することが、現場では一番自由に進めにくいと思われるので、教育委員会全体でのコンセンサスを取りながら進めないと学校間の差や地域差が出てくる。これをどのように段階的に進めようとしているのか。

また、改革の進み具合や成果については、どのようにチェックしていくのか。

学校振興課長 改善に向けての各取り組みの主体については、県教育委員会、市町教育委員会、各学校の3つに分けられている。各学校で同じ対応が必要なものについては、小中学校の場合は各市町教育委員会が方針を策定し、各学校に下りることになっている。学校の中では、会議の持ち方など学校独自の取り組みをしてもらう。

検証について、文部科学省では3年間の中で勤務実態調査を実施することになっている。県教育委員会としても、外部人材の活用状況や先生方の勤務実態を把握して検証していきたい。

教育長 変形労働時間制の導入と休暇制度の改正について説明してほしい。

学校振興課長 変形労働時間制の導入については、文部科学省から提案されている。例えば、観光ホテルのように、忙しい時期と暇な時期の差がはっきりしている業種は、繁忙期の勤務時間を長くして、その分閑散期の勤務時間を短くすることが可能になっている。ただし、公立学校の教員は、月単位での変形労働時間制の導入は可能であったが、年間を通しては適応外となっていた。国はこの制度を改めて、教員も年間を通して労働時間を調整できるようにしようとしている。国は2年間をかけて、この制度を検討するとしている。

休暇制度の改正について、年次休暇起算日の変更を検討していきたい。年次休暇の計算は1月から始めることになっているが、他県では9月から起算する所もあり、この場合最終月である8月に取得できなかった分の年次休暇を取る

ことになる。夏季休業期間の8月は、年次休暇を取得しやすく休暇取得の促進につながる。

南部委員 月単位の変形労働時間制はすでに実施しているが、今後は年間変形労働時間制を模索していきたいということか。

教育振興監 文部科学省では、長時間勤務を減らす上で効果的なので、年間の変形労働時間制の導入を進めていきたいとしている。ただし、これによって労働時間が減るわけではないので、今後もしっかり議論していかなければならない。国の議論も十分に見ていきながら、導入について検討していきたい。

南部委員 忙しいときに何十時間も働いて良いわけでもないが、忙しくない時もあると思うので、これを上手にサイクルとして働きやすくしていくことが大切である。年間を通して忙しいままでは、行き詰った状態になりつらくなるので、ぜひ進めていってほしい。

原委員 部活動について、現状の活動予定計画や活動実績報告の様式で、元々活用している様式を踏襲しているのか。また、新しいものを作るなど、負担になるようなことはないのか。

スポーツ保健課長 活動計画や年間計画については、各学校ともすでに作成しているものもあるので、足りない項目があれば方針の中で示した様式を活用していただいてもいい。既存の様式を使って進めていただいてもいい。

教育長 第40号議案と第41号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

◎協議・報告事項

(1) 福井県学力検査（SASA2018）の結果について

西野委員 小学校国語四（三）の「特に心に残っているのは」に対する述語の直しの問題で、誤答である「作られました」「完成しました」「できるようになりました」と答えている児童は、間違いの理由を把握できているのか。反対に、正答である「できたことです」が、なぜ文章として正解なのか、理解できているのか。

また、同じ間違いをしないようにするために、どうすると良いのか。

教育総合研究所長 全国学力調査でも出題された主語・述語の関係のおかしい文章を見つける問題に関して、子どもたちもしっかり解いているので、主語と述語の関係については理解できていると思う。ただし、誤りを正しく直しなさいという問題になるとできなくなる。

「○○が、××をした。」という主語と述語の関係については、小学校2年生から話し合い活動なども取り入れてしっかり授業で指導している。また、小

学校3年生になると主語・述語・目的語等の文章の構成も学ぶようになる。

しかし、小学校5年生や中学生になると、それらの問題ができなくなる傾向が強い。一つの理由として、普段使っている日本語が、主語がなくても話しが通じてしまうことが多く、日常的に文章を正確に伝えようとしないことが上げられる。

この日本語の省略の文化というものは、英語では通用しない。英語は、必ず「I」や「We」などの主語があり、グローバルに生きていく上で、言葉を正確に伝えることが益々重要になってくる。

言葉を正確に伝えることについては、学習指導要領でも示されているので、そこを先生方がしっかり丁寧に教えることが大切である。子どもたちが主語・述語の関係をしっかり理解できないのは、主語と述語の係り受けがいい加減で文章を正しく読むことができないからであり、その点をしっかり指導していけば、長い文章も読めるようになる糸口になるはずである。

教育長 この分析資料を5年生の先生だけが読んでいても効果がない。教員全体で取り組んでいる学校とそうでない学校とでは、やはり差が出てきてしまう。ぜひ、学校全体で分析資料を読んで、授業改善に活用して行ってほしい。

南部委員 学年ごとに課題が違ってくると思われるが、違う学年間での先生のコミュニケーションはしっかりできているのか。学年を越えて課題を共有していかないと改善できないので、連携が重要になってくる。

教育総合研究所長 それが学校の学力向上のマネジメントである。教員が共通意識を持って低学年から高学年まで同じ題材やテーマで研修会や研究会を実施していくといった取り組みが、福井県の学校は少し弱いような気がする。自分の学年だけでなく、学校全体がしっかり連携をとって学力向上に向けて取り組めるように、義務教育課や教育総合研究所では指導していきたい。

課長(小中学力向上) 2、3月の学校訪問では、低学年から高学年までの教員全員を集めて研修や指導を行っている。研修の中で、2年生で指導したことが3年生、5年生と学年に上がるにつれてこうなりますよという話をすると、学年間の学びのつながりについて初めて実感する教員もたくさんいる。

西野委員 どこで分からなくなっているのかが分かれば、そこまで振り返って学び直すことができる。先生自身もどこから分かっていないのかを理解できないと、学びが進んでいかない。この点を見落とさないで指導して行ってほしい。

原委員 小学校の場合、一人の担任が低学年から持ち上がって受け持つ方が学力は伸びるのか、同じ学年を繰り返して持つ方が良いのか、どちらの方が効果はあるのか。

義務教育課長 先生にも個性があるので、低学年の指導が上手な先生に無理やり高学年の担任をさせても学級経営が上手くできない場合もある。一方で、1年生から6年生まで継続して受け持つことで、学力を伸ばしている先生もいるので、一般的にどちらが良いとはなかなか言いにくい。校長先生が、一人ひとりの先生の適性をしっかり見て、担任を配置していくことが大切である。

中学校の教科担任の場合、福井県独自のタテ持ちを行っている。一人の教員が全ての学年に入っており、学年の系統を意識した指導を自然に行っている。小学校の場合は、1、2年や3、4年などを繰り返して持つことでその学年に精通するということがある。

(2) 平成31年度福井県高等学校推薦入学者選抜、特色選抜および連携型中高一貫教育校入学者選抜の結果について

(3) 平成31年度当初予算案について

(4) 平成31年度使用準教科書について

(5) 英語教育実施状況調査について

(6) 学級運営指導書の改訂について

(7) 平成31年度教員研修について

教育長 日程第3、第42号議案と日程第4、第43号議案を議題

学校振興課長 資料に基づき説明

学校振興課長 資料に基づき説明

教育長 第42号議案と第43号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 日程第5、第44号議案を議題

高校教育課長 資料に基づき説明

教育長 第44号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 日程第6、第45号議案を議題

競技力向上対策課長 資料に基づき説明

教育長 第45号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 日程第7、第46号議案を議題

教育政策課長 資料に基づき説明

教育長 第46号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 日程第8、第47号議案を議題

学校振興課長 資料に基づき説明

教育長 第47号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 日程第9、第48号議案を議題

学校振興課長 資料に基づき説明

教育長 第48号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 本日の会議の終了を宣言

6 閉会宣言 午後5時25分